

新 JINJRE が稼働！不安はありますか？

新 JINJRE が稼働して約 1 ヶ月が経過しました。年休の申請方法が JINJRE になりましたが職場では「**取得事由**」に関して管理者から「指摘」をされることがありました。

A さんは**年休の取得事由を「私用」と記入して年休を申請**しました。すると後日管理者から「**私用だとわからないから事由を書いて**」と**指摘**されました。そもそも、年次有給休暇は労働者の権利であり、改めて**使用者（会社）の許可を必要**としたり、**取得理由で承認が得られるものではありません**。なので「私用」や「都合」で申請をして承認されるべきことなのです。A さんは申請し直す前に労働者代表へ相談して会社に指摘をしています。

労働基準法第 39 条 5 項

使用者は、前 3 項の規定による**有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない**。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。



コンプライアンスや法令は守りましょう！
年休は“労働者の権利”です。不安なことは
輸送サービス労組組合員へ相談しよう！！